

令和3年5月7日

各集会所管理運営委員会 委員長 様

広島市安佐北区地域起こし推進課

市民や企業等が主催されるイベント等の開催について（お願い）

新緑の候、皆様におかれましては、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、これまで新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止に向け、令和2年11月30日付け「広島市主催のイベント等の開催に関する基本方針」などにより、施設管理についてこれに準じた取扱いをお願いしているところです。

しかしながら、本市内において感染が急激に拡大しており、この度、本市においては別添のとおり令和3年5月7日付けで、5月8日から6月1日までの間の取扱いについて「広島県「新型コロナ感染拡大防止集中対策」を踏まえた本市主催イベント等の開催及び本市所管施設の臨時休館等の方針について」を定めました。

つきましては、この方針に基づき、6月1日までの間、施設管理に当たっては下記太枠のとおり取り扱っていただくようお願いいたします。

また、高齢者いきいき活動ポイント事業の対象活動につきましても、この方針に沿って、中止又は延期するなどご検討いただくようお願いいたします。

- 1 利用者（市民等）から集会所の利用申請があった場合には、この方針に沿って、中止又は延期等を検討していただくようお願いしてください。その上で、利用許可を行う際は、「広島市主催のイベント等の開催に関する基本方針（11月30日改訂）」及び「イベント開催時の必要な感染防止策」を踏まえ、記載されている感染防止対策を講じた上で開催するようお願いしてください。
- 2 集会所を開館する場合は、できる限り速やかに開館時間を20時までに短縮してください。
- 3 既に施設の利用予約をされている方に対しては、電話等により可能な限り、この方針に沿って、中止又は延期等を検討していただくようお願いして
- 4 掲示用の「令和3年6月1日までの間における本市主催イベント等の開催の方針について」も、既にお送りしております掲示用の「市民や企業等が主催されるイベント等の開催について（お願い）」等と併せて掲示してください。

《広島市ホームページ》

広島市  <https://www.city.hiroshima.lg.jp>

- ・ 新型コロナウイルス感染症に関する情報 イベントの中止・延期について
くらし・手続き>医療・健康・衛生>感染症・難病・特定疾患>新型コロナウイルス感染症に関する情報
>広島市主催のイベント、施設等>イベントの中止・延期

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/korona/list2366-5274.html>

- ・ 高齢者いきいき活動ポイント事業

くらし・手続き>福祉・介護>高齢者>高齢者福祉>高齢者いきいき活動ポイント事業

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/koureisha/6191.html>

問い合わせ先

【集会所に関する問い合わせ】

担当 安佐北区役所地域起こし推進課 川相

電話 (082) 819-3905

【高齢者いきいき活動ポイント事業】

担当 高齢福祉課 豊田

電話 (082) 504-2143

令和3年5月7日

広島市新型コロナウイルス感染症対策本部

広島県「新型コロナ感染拡大防止集中対策」を踏まえた本市主催イベント等の開催及び本市所管施設の臨時休館等の方針について

新型コロナウイルス感染症広島県対策本部において「新型コロナ感染拡大防止集中対策」が決定されたことを踏まえ、不特定多数の者が集まることによる感染リスクの低減や接触機会の低減を図るため、5月8日から6月1日までの間、本市主催のイベント等の開催及び本市所管施設の臨時休館等を下記のとおり取り扱うこととする。

記

1 本市主催のイベント等*の開催について

本市主催のイベント等については、中止又は延期とする。ただし、この期間に開催する必要があり、開催日の変更が困難なものについては、「新型コロナ感染拡大防止集中対策」の「4 イベント等の開催要件」に従うとともに、「広島市主催のイベント等の開催に関する基本方針（令和2年11月30日改訂）」の別紙に掲げる感染防止策を徹底した上で開催する。

なお、市民等が主催するイベント等の開催についても準じた取扱いをお願いする。

* 広島市の公益的法人等主催のイベント等を含む。

2 本市所管施設の臨時休館等について

- (1) 不特定多数の集客が見込まれる施設については、できる限り速やかに休館とする。ただし、すでにこの期間の使用に係る許可を受けており、キャンセルが困難な場合は、使用を認める。
- (2) (1)により休館とした施設を除く20時以降開館している施設については、できる限り速やかに開館時間を20時までに短縮する。ただし、すでに20時以降の使用に係る許可を受けており、キャンセルが困難な場合は、使用を認める。

広島市主催のイベント等の開催に関する基本方針（11月30日改訂）

国及び県の催物（イベント等）の方針を踏まえ、本市主催のイベント等*の開催については、12月1日から当面の間、以下のとおり取り扱うこととする。

なお、市民等が主催するイベント等の開催についても、この基本方針に準じた取扱いをお願いする。

※ 広島市の公益的法人等主催のイベント等を含む。

1 イベント等の開催の取り扱いについて

(1) イベント等の開催については、入場者の制限や誘導、手洗いの徹底や手指の消毒設備の設置、マスクの着用、室内の換気や人と人との距離の確保等の基本的な感染対策に加え、別紙「イベント開催時の必要な感染防止策」を参考に感染防止対策を講じた上で、開催することとし、参加人数の目安については、以下のとおりとする。

○ 業種別ガイドラインの遵守及び別紙の基本的な感染防止等が徹底されている場合には、人数上限及び収容率要件による人数のいずれか小さい方を限度とする。

【人数上限要件】

- ・収容定員が1万人を超える場合は収容定員の50%、収容定員が1万人以下の場合は5,000人
- ・収容定員が設定されていない場合には、大声での歓声、声援等がないことを前提としうる場合は密が発生しない程度の間隔（最低限人と人が接触しない程度の間隔）を、大声での歓声、声援等が想定される場合は十分な人と人との間隔（1m）を空けること

【収容率要件】

- ・大声での歓声、声援等がないことを前提としうる場合には、収容率は100%以内
- （収容定員が設定されていない場合は、密が発生しない程度の間隔を空けることとし、参加者が自由に移動でき、かつ、入退場や区域内の適切な行動確保ができない場合は後記(2)の例による。）
- ・大声での歓声、声援等が想定される場合には、大声を出さないことを担保した上で、異なるグループ（又は個人）間では座席を1席は空けることとしつつ、同一グループ（5名以内に限る。）内では座席等の間隔を設けなくてもよい。この場合、参加人数は収容定員の50%を超えることもありうる。
- （収容定員が設定されていない場合は、十分な人と人との間隔（1m）を空けることとし、参加者が自由に移動でき、かつ、入退場や区域内の適切な行動確保ができない場合は、後記(2)の例による。）

○ 上記に該当しない場合は、従前のとおりとする。

- ・屋内であれば5,000人以下、かつ収容定員の半分以下の参加人数にすること
- ・屋外であれば5,000人以下、かつ人と人との距離を十分に確保できること（できるだけ2mを確保する）

(2) 祭り（祭り、花火大会、野外フェスティバル等）などの行事の開催について、全国的又は広域的な人の移動が見込まれるものや参加者の把握が困難なものは、中止も含めて慎重に検討する。具体的には、イベント等を開催する場合については、十分な人と人との間隔（1m）を設けることとし、当該間隔の維持が困難な場合は開催について慎重に判断する。

(3) 開催を予定しているイベント等については、発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状のある方、過去2週間以内に感染拡大している地域や国への訪問歴がある方は参加しないこと。健康や体調に不安のある方は参加を控えることを必ず事前にホームページ等で告知する。あわせて、有料のイベント等の場合には、上記に該当して参加しない方には原則として料金を返金する旨をホームページ等で告知する。

(4) 全国的な人の移動を伴うイベント等又はイベント等の参加者が1,000人を超えるようなイベント等の開催を予定する場合には、その開催要件等について広島県に事前相談すること。

イベント開催時の必要な感染防止策①

【別紙】

(1) 徹底した感染防止等（収容率50%を超える催物を開催するための前提）

① マスク常時着用の担保

- ・マスク着用状況を確認し、個別に注意等を行い、マスクの常時着用を求める。
- * マスクを持参していない者がいた場合は主催者側で配布・販売を行い、マスク100%を担保。

② 大声を出さないことの担保

- ・大声を出す者がいた場合、個別に注意等ができるもの。
- * 隣席の者との日常会話程度は可（マスクの着用が前提）
- * 演者が歌唱等を行う場合、舞台から観客まで一定の距離を確保（最低2m）

(2) 基本的な感染防止等

③ ①～②の奨励

- ・①～②は、イベントの性質に応じて可能な限り実行（ガイドラインで定める）
- * マスク着用状況が確認でき、着用していない場合は個別に注意等を行うこと
- * 大声を出す者がいた場合等、個別に注意等を行うこと（例：スポーツイベント等ではラッパ等の鳴り物を禁止すること等）

④ 手洗

- ・こまめな手洗の奨励

⑤ 消毒

- ・主催者側による施設内（出入口、トイレ、ウイルスが付着した可能性のある場所等）のこまめな消毒、消毒液の設置、手指消毒

⑥ 換気

- ・法令等を遵守した空調設備の設置、こまめな換気

⑦ 密集の回避

- ・入退場時の密集回避（時間差入退場等）、待合場所等の密集回避
- * 必要に応じ、人員の配置、導線の確保等の体制を構築するとともに、入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はそのキャパシティに応じ、収容人数を制限

⑧ 身体的距離の確保

- ・大声を伴う可能性のあるイベントでは隣席との身体的距離の確保。具体的には、同一の観客グループ間(5名以内に限る。)では座席を空けず、グループ間は1席(立席の場合1m)空ける。
- ・演者が発声する場合には、舞台から観客の間隔を2m確保
- ・混雑時の身体的距離を確保した誘導、密にならない程度の間隔（最低限人と人とが触れ合わない程度の間隔）

イベント開催時の必要な感染防止策②

(2) 基本的な感染防止等 (続き)

- ⑨ 飲食の制限
- ・ 飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限
 - ・ 休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底
 - ・ 過度な飲酒の自粛
 - ・ 食事は長時間マスクを外すことが想定され、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、収容率が50%を超える場合、飲食可能エリア以外 (例：観客席等) は原則自粛。
(発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保、会話が想定される場合の飲食禁止、十分な換気等、一定要件を満たす場合に限り、食事可。)

- ⑩ 参加者の制限
- ・ 入場時の検温、入場を断った際の払い戻し措置
 - * ただし、発熱者・有症状者の入場は断る等のルールをイベント開催前に明確に規定し、当該規定を十分周知している場合は払い戻し不要。

- ⑪ 参加者の把握
- ・ 可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握
 - ・ 接触確認アプリ (COCOA) や各地域の通知サービスの奨励
 - * アプリのQRコードを入口に掲示すること等による具体的な促進措置の導入

- ⑫ 演者の行動管理
- ・ 有症状者は出演・練習を控える
 - ・ 演者・選手等と観客が催物前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じるとともに、接触が防止できないおそれがあるイベントについては開催を見合わせる
 - ・ 合唱等、声を発出する演者間での感染リスクへの対処

- ⑬ 催物前後の行動管理
- ・ イベント前後の感染防止の注意喚起
 - * 可能な限り、予約システム、デジタル技術等の活用により分散利用を促進

- ⑭ ガイドライン遵守の旨の公表
- ・ 主催者及び施設管理者が、業種別ガイドラインに従った取組を行う旨、HP等で公表

(3) イベント開催の共通の前提

- ⑮ 入退場やエリア内の行動管理
- ・ 広域的なこと等により、入退場や区域内の行動管理ができないものは開催を慎重に検討
 - * 来場者の区画を限定、管理した花火大会などは可。具体的には、①身体的距離の確保、②密集の回避、③飲食制限、④大声禁止、⑤催物前後の行動管理、⑥連絡先の把握等を担保することが求められる。
- ⑯ 地域の感染状況に応じた対応
- ・ 大規模イベントは、事前に収容率制限等も含めて都道府県と相談
 - ・ 地域の感染状況の変化があった場合は柔軟に対応

※上記のうち、基本的な感染防止等が徹底されていない場合、従来の目安 (人数上限5,000人又は収容要件50%のいずれか小さいほう) を原則として、各都道府県が個別のイベント開催について適切に判断すること。

市民や企業等が主催されるイベント等の開催について（お願い）

広島市は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和2年11月30日に下記のとおり「広島市主催のイベント等の開催に関する基本方針」を改訂しました。

本年12月1日から当面の間、広島市主催のイベント等の開催の可否、イベントを開催する場合の感染予防対策については、この基本方針のとおり取り扱います。

つきましては、市民や企業等の皆様におかれましても、感染拡大防止のため、主催されるイベント等につきまして、この基本方針に準じた取り扱いをしていただきますよう、御協力をお願いいたします。

なお、高齢者いきいき活動ポイント事業の対象活動につきましても、同様に基本方針に準じた取り扱いをしていただきますよう、御協力をお願いいたします。

高齢者いきいき活動ポイント事業のホームページにも掲載しておりますので御参照ください。

(<https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/koureisha/6191.html>)

広島市

令和2年11月30日

広島市新型コロナウイルス感染症対策本部

広島市主催のイベント等の開催に関する基本方針（11月30日改訂）

国及び県の催物（イベント等）の方針を踏まえ、本市主催のイベント等*の開催については、12月1日から当面の間、以下のとおり取り扱うこととする。

なお、市民等が主催するイベント等の開催についても、この基本方針に準じた取扱いをお願いする。

※ 広島市の公益的法人等主催のイベント等を含む。

1 イベント等の開催の取り扱いについて

(1) イベント等の開催については、入場者の制限や誘導、手洗いの徹底や手指の消毒設備の設置、マスクの着用、室内の換気や人と人との距離の確保等の基本的な感染対策に加え、別紙「イベント開催時の必要な感染防止策」を参考に感染防止対策を講じた上で、開催することとし、参加人数の目安については、以下のとおりとする。

○ 業種別ガイドラインの遵守及び別紙の基本的な感染防止等が徹底されている場合には、人数上限及び収容率要件による人数のいずれか小さい方を限度とする。

【人数上限要件】

- ・収容定員が1万人を超える場合は収容定員の50%、収容定員が1万人以下の場合は5,000人
- ・収容定員が設定されていない場合には、大声での歓声、声援等がないことを前提としうる場合は密が発生しない程度の間隔（最低限人と人が接触しない程度の間隔）を、大声での歓声、声援等が想定される場合は十分な人と人との間隔（1m）を空けること

【収容率要件】

- ・大声での歓声、声援等がないことを前提としうる場合には、収容率は100%以内
 - 〔収容定員が設定されていない場合は、密が発生しない程度の間隔を空けることとし、参加者が自由に移動でき、かつ、入退場や区域内の適切な行動確保ができない場合は後記(2)の例による。〕
- ・大声での歓声、声援等が想定される場合には、大声を出さないことを担保した上で、異なるグループ（又は個人）間では座席を1席は空けることとしつつ、同一グループ（5名以内に限る。）内では座席等の間隔を設けなくてもよい。この場合、参加人数は収容定員の50%を超えることもありうる。
 - 〔収容定員が設定されていない場合は、十分な人と人との間隔（1m）を空けることとし、参加者が自由に移動でき、かつ、入退場や区域内の適切な行動確保ができない場合は、後記(2)の例による。〕

○ 上記に該当しない場合は、従前のとおりとする。

- ・屋内であれば5,000人以下、かつ収容定員の半分以下の参加人数にすること
- ・屋外であれば5,000人以下、かつ人と人との距離を十分に確保できること（できるだけ2mを確保する）

(2) 祭り（祭り、花火大会、野外フェスティバル等）などの行事の開催について、全国的又は広域的な人の移動が見込まれるものや参加者の把握が困難なものは、中止も含めて慎重に検討する。具体的には、イベント等を開催する場合については、十分な人と人との間隔（1m）を設けることとし、当該間隔の維持が困難な場合は開催について慎重に判断する。

(3) 開催を予定しているイベント等については、発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状のある方、過去2週間以内に感染拡大している地域や国への訪問歴がある方は参加しないこと。健康や体調に不安のある方は参加を控えることを必ず事前にホームページ等で告知する。あわせて、有料のイベント等の場合には、上記に該当して参加しない方には原則として料金を返金する旨をホームページ等で告知する。

(4) 全国的な人の移動を伴うイベント等又はイベント等の参加者が1,000人を超えるようなイベント等の開催を予定する場合には、その開催要件等について広島県に事前相談すること。

**令和3年5月8日から令和3年6月1日までの間に
おける本市主催イベント等の開催の方針について**

5月8日から6月1日までの間、本市主催のイベント等につ
いては、中止又は延期とします。(ただし、この期間に開催する
必要があり、開催日の変更が困難なものについては、「広島市主
催のイベント等の開催に関する基本方針（11月30日改訂）」
記載の感染防止対策を徹底した上で開催します。）

このため、市民の皆様が主催するイベント等の開催について
も準じた取扱いをお願いいたします。

広島市